

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（258）」
2. 日時：平成29年8月3日 15時30分～17時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、忠内管理官補佐、宮本管理官補佐、正岡安全審査官、  
田尻安全審査官、津金安全審査官、村上安全審査官、大塚安全審査官、  
穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（システム安全研究部門）

加藤技術研究調査官、笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理 他9名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 課長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課担当

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 火災の影響軽減により系統分離の観点から分離された火災区域内において、個別対策を実施する異区分に設置された設備が、感知及び消火の観点において影響を受けないことを整理して提示すること。
  - 新規制基準に基づく火災感知器の設置方針を明示し、提示すること。特に異区分に設置されている機器に対する考え方を整理して提示すること。
  - 火災の影響軽減により実施する系統分離の分離方法である耐火ラッピングについて、火災の感知及び消火に係る対策との整合に係る方針を整理して提示すること。
  - 火災区域及び区画設定の設置方針を提示すること。特に防火壁を設置する箇所については、設置方針の考え方について提示すること。
  - 非難燃ケーブルの対応について、代替措置が、発生防止の観点から安全性（保安水準）が同等以上であることを明示し提示すること。

- 8/2のヒアリングの指摘事項に対する回答が十分準備できておらず、本日、まだ時間は早いですが終了する。事業者として設計方針を確定した上で、改めて説明を行うこと。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 内部火災について
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応：コメント回答）